

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 郡上市全体に関する事項

1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

市では、文化財保護法や岐阜県文化財保護条例、郡上市文化財保護条例に基づいて、国・県・市指定文化財の保存活用に努めている【5-1-1】。

国指定等			県指定			市指定					
重要文化財			15	重要文化財			64	重要文化財			558
内訳	建造物	0	内訳	建造物	2	内訳	建造物	24			
	絵画	0		絵画	24		絵画	62			
	彫刻	5		彫刻	11		彫刻	176			
	工芸品	7		工芸品	14		工芸品	80			
	書跡	0		書跡	3		書跡	72			
	典籍	2		典籍	4		典籍	35			
	古文書	1		古文書	2		古文書	28			
	歴史資料	0		歴史資料	1		歴史資料	42			
考古資料	0	考古資料	3	考古資料	39						
重要無形文化財			0	重要無形文化財			0	重要無形文化財			2
重要有形民俗文化財			2	重要有形民俗文化財			7	重要有形民俗文化財			57
重要無形民俗文化財			3	重要無形民俗文化財			6	重要無形民俗文化財			15
史 跡			0	史 跡			4	史 跡			61
名 勝			1	名 勝			1	名 勝			9
特別天然記念物			1	天然記念物			21	天然記念物			62
天然記念物			4	(小計)			103	(小計)			764
伝統的建造物群			1	総合計 920件							
登録有形文化財			26								
(小計)			53								

5-1-1 郡上市文化財件数一覧表（令和6年2月1日現在）

それぞれの文化財保護条例に基づく保存活用を実施してきたが、これまで保存活用に向けた明確な指針は示されていなかった。現在、文化財部局で「郡上市文化財保存活用地域計画」、また観光部局で「郡上おどり保存活用計画」の策定に向けて取り組みを行っており、これらの計画との連携を図りながら、指定・未指定文化財を包括した形での指針を示すとともに、統一的な文化財の保存活用を目指していく。

しかし、第1章で未指定の文化財について記載しているとおり、市内には多くの文化財が残されており、調査・研究が十分進められておらず、指定等をすべき文化財が明らかにされていない現状がある。重要性を踏まえ、必要があるものから市指定文化財候補リストに掲載し、文化財の指定・登録に向けた取組みを随時行うこととする（町家や長屋等の歴史的建造物及び伝統的水利用施設など）。加えて、上述の令和6年度策定予定の「郡上市文化財保存活用地域計画」とともに、市内及び重点区域での取組みを図っていく方針である。

2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理等に関しては、国・県・市が所有するものは随時、個人所有のものは所有者からの申請により対応しているが、より効果的に保存活用を図るため、指定・登録有形文化財の現状把握に

努め、その損傷具合や緊急性を勘案して、優先順位を決めて順次修理を実施する。また、八幡城跡（県史跡）など特定の文化財については、個々に保存活用計画を策定し、計画的かつ持続的な保存活用を図ることとする。その際は、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰ぎ、対応することとする。

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

市内には文化財の保存活用を行うための博物館・資料館が10件（郡上市歴史資料館、郡上八幡楽藝館、郡上八幡まちなみ交流館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、白山瀧宝殿、たかす開拓記念館、美並ふるさと館、明宝歴史民俗資料館、和良歴史資料館）設置されており、来訪者が地域の歴史や文化にふれることができる。

また、各地域の博物館施設は各地域の歴史的風致を含めた文化財や歴史を紹介しており、重要な役割を有している。このため、市民に歴史や文化に気軽に触れてもらうため、また、博物館施設に来館してもらうため、郡上市内在住の高校生以上を対象に、郡上市歴史資料館及び郡上八幡まちなみ交流館、たかす開拓記念館を除く6施設の有料施設共通の年間パスポート券である「郡上市内博物館・資料館共通パスポート」を販売している。これを活用して、各施設への周遊性を高めると同時に、各地域に残る歴史や文化の保存活用を図っている。

令和5年度には市重要文化財（建造物）であり、内部展示も行っている八幡城の展示替えがなされ、観光施設であるとともに、郡上八幡城に関する歴史を伝えるための施設としても活用されている。また、その他の博物館・資料館においても、新たな展示が必要な場合は整備を行い、施設の老朽化により来館者の安全確保が不十分な場合は修繕などを行う。

また、文化財を示すための標柱や伝承を伝えるための看板類については、各地域の文化財保護協会や各保存会などの協力も仰ぎながら、老化したものの交換やデザインの統一化等の整備を実施していく。

4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

郡上市では、郡上市八幡町の市街地（以降は、「郡上八幡市街地」と記載）を都市計画法に基づき、都市計画区域に指定しており、大規模開発等の規制・誘導を進めている。また、平成8年（1996）に「八幡都市計画マスタープラン」を策定し、平成28年（2016）に新たに改訂を行った。特にマスタープランでは、「郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市」をまちづくり目標に掲げ、「水のまち」や「城下町」などの歴史的風致に関する取り組みを記載している。

加えて、景観に関する取り組みとして、平成3年（1991）に制定した八幡町景観条例が先行事例としてあった。平成16年（2004）に景観法が施行されたことを受け、これに基づいて市域全域を適用範囲とした郡上市景観条例を平成16年（2004）に制定した。景観の維持・形成の観点からは、平成23年（2011）に改正されており、令和5年度末に条例改正を図り、太陽光発電設備等について届出の対象にすることで、より一層の景観行政が推し進められる予定である。加えて、平成23年（2011）に策定された「郡上市景観計画」は、大規模な建築物や開発などへの景観誘導を図っている。令和5年度末には、郡上市景観条例の改正とともに、太陽光発電設備等に関する届出制度を設ける内容を追

加した「郡上市景観計画」の改定を予定しており、条例とともに文化財の周辺環境の保全等に大きく寄与することが期待されている。

一方で、屋外広告物の規制に関しては、現在岐阜県屋外広告物条例を準用しているが、郡上市として独自の屋外広告物条例の制定を検討することとしている。その他については、重点区域内での項目で説明することとする。

5) 文化財の防災に関する方針

文化財を災害から守り、後世に継承していくため、適切な管理を行う必要がある。そのためには、文化財の所有者が高い防災意識をもつことが求められる。

郡上市においては、「郡上市地域防災計画」(令和5年4月1日現在)を策定して運用しており、災害予防計画の文教対策に記載をしている。このなかで、文化財施設については、指定文化財等の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めることとしている。そして、施設の予防対策として、指定文化財等を火災等の被害から防護するため、建造物内には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めることとしている。特に、有形文化財(建造物)に関しては、早期発見・早期通報、初期消火、延焼防止、避難誘導等が大切であり、必要な設備設置や体制整備を防災計画に定め、これらの対応を実施していくことに努める。加えて、指定文化財との所有者または管理者は、毎年防災管理、防災機の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期すると定めている。

市重要文化財(建造物)である八幡城は令和4年(2022)から令和5年(2023)にかけて、耐震補強工事及び、自動火災報知設備や自動消火設備を備えた防災工事を実施した。また、郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区(以降は、「伝建地区」と記載)では、防災計画を平成26年度に策定し、防火水槽や消火栓を設置し、火災対策マニュアルも策定した。また、その内の特定物件については、建築年数が経過しており耐震強度が不足しているものが多くあるため、国の補助も得ながら、保存修理と併せて耐震補強工事の支援を行っている。また、天然記念物の樹木については、老齢木が倒壊する事案も他の地域で発生しているため、樹勢回復や倒壊防止のための剪定などについて支援を行い、事故を未然に防ぐことが必要である。災害や文化財自体の経年劣化による倒壊などによって、大きな被害が発生することが今後も考えられるため、市としての支援を引き続き行う。

また、先の市全体の方針でも記載をしているが、重点区域においても文化財への盗難や毀損などによる犯罪についても考えられる。このため、天然記念物の生物の盗難や、日本固有種の生息域へ外来種を放逐し、固有種が減少すること、また、管理者が常駐していない文化財についても放火、盗難、毀損が考えられるため、定期的な見回りや管理など日頃からの防犯意識を高めていくことが必要である。

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

郡上市では、「第2次郡上市総合計画」において市民が郡上の自然、歴史、文化、産業などの特色や価値の理解を深め、地域の伝統的な行事、民俗芸能等の保存と伝承に寄与する活動などに積

極的に取り組めるよう、生きがいと希望に満ちたまちづくりを進めるとともに、次代を担う人材を育てる必要があると考えて、地域での体験や講座等を通してふるさとを深く学ぶ「郡上学」を推進している。また、学校教育の場においても、教育方針のなかで「郡上学」を推進しており、郡上で育ち、暮らしてきたことに愛着と誇りをもてるような教育を図っている。

具体的には、市民に向けては「郡上学」の普及啓発や郡上学講座の開催をして、講座内容を掲載したブックレットの作成し、「郡上人」の育成を進めている。学校教育の場においても、教育方針に「郡上学」を定めており、各小・中学校で地域の特色を活かしたふるさと学習や仕事の学習を通して、地域のあゆみを知り、伝統文化の継承を図っている。

また郡上市の歴史・文化・自然等の詠み詞を公募し、地元作家が作画した「郡上かるた」を作成した。毎年小学1年生を対象に配布し、市内の文化財を紹介している。また、市が主催する「郡上かるた大会」を毎年開催しており、下は小学生から、上は大人までが参加し、郡上市の文化財の幅広い世代への普及・啓発を担っている。

また、先述の通り「郡上市文化財保存活用地域計画」の策定作業を行っている。地域単位での指定・未指定文化財の保存活用を図るために、魅力・特色を掘り起こし、地域住民が誇りを持ちながら観光活用や地域学習活動に活かすことができるような計画を策定する。

7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

郡上市内の埋蔵文化財の包蔵地に関しては、文化庁・岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導助言を仰ぎながら常に現状を把握できるように努める。開発等が行われる場合には事前に協議を重ね、包蔵地を避けた開発計画の策定に向けて関係部局と連絡調整を実施している。また、やむをえず埋蔵文化財包蔵地内で開発が必要となる場合においては、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存もしくは記録保存を行うこととする。

さらに、開発箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立ち会いを行い、可能な限り埋蔵文化財の保存に努める。また包蔵地以外であっても、開発計画が広範囲に及ぶ場合には、事前の現地踏査を行い、開発途中で発見されることのないよう努める。

また、市内における周知の埋蔵文化財包蔵地の悉皆調査が未実施であり、包蔵地の時期、現状、範囲などについて不明瞭であることが課題となっている。現在策定中の「郡上市文化財保存活用地域計画」において今後、市内遺跡詳細分布調査の実施などを計画に組み入れ、埋蔵文化財包蔵地台帳の修正及び刷新、活用に努める。

8) 郡上市教育委員会の体制と今後の方針

郡上市では、文化財保護行政は教育委員会事務局社会教育課文化係が担当している。建設部都市住宅課とともに歴史を活かしたまちづくりプロジェクトチームを構成しているが、今後は事業の展開に伴い、実務的な連携が効率的に図れるような体制づくりが必要と考えられる。

現在、建築史分野を専門とする管理職は在籍しているが、専門の担当職員は不在である。埋蔵文化財の専門職員が1名配置されており、史跡の保護や整備のために取り組んでいる。また、民俗文化財の職員も1名配置されている。さらに、郡上市歴史資料館には史学を専門とする職員が1名配

置されており、これからも、文化財部局と建設部局、観光部局が連携して、歴史を活かしたまちづくりを展開できる体制継続が必要である。市には、国・県・市指定及び未指定の無形民俗文化財が多くある。観光資源となっているものは、観光部局等が主管課として対応しているものもあるが、その本質である文化財としての価値を損なうことのないよう、民俗文化財の保護の観点から関わっていくことも必要と考えられる。

教育委員会の諮問機関としては、郡上市文化財保護条例に基づいた郡上市文化財保護審議会と、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいた郡上市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。

郡上市文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査、研究に当たり、その保存及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を委員会に建議する。委員は12名以内とし、委員専門分野の内訳としては埋蔵文化財1名、歴史4名、自然・生物2名、美術工芸1名となっている。任期は2年である。

郡上市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、伝建地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。委員は15名以内で、現在は、市外学識経験者4名(建築史3名、木構造1名)と市内委員10名(文化財保護審議会委員2名、保存地区代表3名、まちづくり関連団体3名、建築士2名)となっており、任期は2年である。

9) 各種団体の現状及び今後の体制整備の方針

市では、郡上踊や大神楽をはじめとして、国・県・市の無形民俗文化財に指定された祭礼や民俗芸能に保存団体が多数組織されており、これらの継承に努めている。また各地域を単位として文化財保護協会があり、文化財の調査、保護、保全活動、啓発、継承を行っている。この他にも、各地で指定・未指定の文化財を対象とした市民活動が活発であり、これらの関係団体と引き続き協力しながら文化財の保存活用に取り組むこととする。

上述の各保存団体や各地域の文化財保護協会、さらに直接文化財を対象としない市民活動であっても、まちづくり、観光振興、文化芸術振興の取組みのなかで、文化財の保存活用に取り組む団体がある。しかし、そういった団体のほとんどにおいて、高齢化や活動人口が少なくなり、活動の維持が難しくなっている。こうした団体に関しては、関係する機関と協力して、情報共有や活動協力を実施する。郡上市は、郡上市市民活動団体登録制度を設けており、協働まちづくり活動支援補助金による支援を実施している。今後もこれらの活動団体とも協力し、文化財の保存活用に係る支援を図る。また、文化庁の伝統文化親子教室事業を活用して、祭礼等の伝統文化の継承を行っている団体がある。このため、市に限らず国や県の支援事業があり、必要な情報提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用活動の支援を図っていく。

保存団体	活動日
長滝延年の会	毎年1月6日
郡上おどり保存会	7月～9月
岸劔神社大神楽奉賛会	毎年4月第3土・日曜日
日吉神社大神楽芸能保存会	毎年4月第3土・日曜日
小野八幡神社祭礼運営委員会	毎年4月第3土・日曜日
明建神社 七日祭り保存会	8月7日
嘉喜踊保存会(中津屋)	不定期10月
白鳥拝殿踊り保存会	7/9、8/16, 17, 20、9月第4日曜日
寒水掛踊保存会	毎年9月第2土・日曜日
中桐南宮神社大神楽保存会	毎年8月第4土・日曜日
高雄歌舞伎保存会	毎年10月第1土曜日
嘉喜踊保存会(河鹿)	3年おき9月第1土・日曜日
五段の神楽伝承の会	毎年5月第3日曜日
白鳥神社大神楽伝承会	毎年9月第4土・日曜日
二日町自治会	不定期9月下旬
石徹白民踊保存会	毎年8月14～16日
宮地自治会 上澤自治会	毎年10月第2土・日曜日
為真白山神社	5年おき10月中旬土・日曜日
稲荷神社伊勢神楽伝承会	不定期10月
大間見自治会	必要に応じて
大間見白山神社太神楽保存会	概ね5～10年おきの10月
口神路白山神社	不定期10月
島七代天神社氏子	不定期10月
応徳寺雅楽 鈴風舎	必要に応じて

5-1-2 郡上市における文化財関係団体

団体名	活動概要
郡上一揆の会	郡上一揆(宝暦騒動)の調査、啓発活動機関紙「郡上一揆の会だより」の発行
郡上円空会	円空の調査研究・普及活動
郡上郷土史研究会	市内史料の調査研究機関冊子「史苑やまと」の発行
郡上地名を考える会	郡上の地名の調査研究
白山信仰研究会	白山信仰の調査研究
郡上史談会	機関紙「郡上史談」の発行
郡上市文化財保護協議会	文化財の保護啓発・研究活動
篠脇文化顧彰会	中世郡上を治めた東氏に関する歴史文化の研究・啓発保護活動

5-1-3 郡上市における文化財等研究団体

2. 重点区域に関する事項

1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

先に、郡上市全体でも記載をしているが、現在文化財部局で「郡上市文化財保存活用地域計画」、観光部局で「郡上おどり保存活用計画」の策定に向けて取り組みをしており、これらの計画との連携を図りながら、文化財の保存・活用の現状の把握に努め、具体的な計画の下で推し進めていくこととする。特に、地域に根ざし受け継がれた貴重な無形民俗文化財に関しては、活動及び祭礼用具等の整備支援の継続により後継者育成と活動継続を図る。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 重点区域の文化遺産 記録作成・調査研究事業 (平成 25 年度～令和 15 年度)(継続)
- 祭礼活動及び用具整備支援事業 (平成 16 年度～令和 15 年度)(継続)

2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内で文化財として指定された歴史的建造物については、公有の建造物は保存活用計画を策定し、定期的な修理(維持修理、根本修理)を実施しており、継続的に行う必要がある。個人所有の建造物に関しても、所有者の協力を得ながら、文化財の価値を損なわないよう修理・整備・復原を図っている。特に、伝建地区においては、平成 25 年度から継続的に修理・修景事業を実施しており、第 2 期郡上市歴史的風致維持向上計画(以降は、「2 期計画」と記載)においても事業を継続して、伝統的な建造物の維持・向上を図ることとする。なお、国・県指定文化財の修理の場合は、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て実施する。いずれも、文化財保護法をはじめ関係法令に基づいた適切な手続きを取り、資料調査に基づく修理を実施し、歴史の真正性を担保する。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区修理事業 (平成 25 年度～令和 15 年度)(継続)
- 伝建地区環境整備事業 (令和 5 年度～令和 7 年度)(新規)

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の指定・未指定に限らず歴史的町並みや景観を維持していくためには、空家対策の取り組みが課題となっている。第 1 期郡上市歴史的風致維持向上計画(以降は、「1 期計画」と記載)においては、住宅の賃貸だけではない空家の利活用として、まちづくり団体と連携して歴史的建造物の保存活用を図ってきた。2 期計画においても、引き続きまちづくり団体との密な連携を図りながら、町並みの保存や空家の利活用に向けた様々な活用提案を支援することによって、歴史的建造物の保存活用を図る。加えて、市が実施している空家対策事業として、空き家バンクの登録、空家改修、家財道具処分等の補助制度の活用をした空家の利活用への促進を図る。

文化財については、八幡城跡や郡上おどり等について重点区域内の先に紹介をした郡上市歴史資料館をはじめとして、郡上八幡博覧館、郡上八幡城、郡上八幡町屋敷越前屋等で、解説や資料

展示を行ってきた。特に郡上市歴史資料館は、資料展示に限らず、市民向けの講座も開催している。また、郡上楽芸館では、市民自らが創作した作品や郡上をテーマとした作品などの展示も行っている。今後も、引き続きこれらの活動拠点の施設としての役割を担っていく必要がある。これに加えて、1期計画で行った由緒書や説明板について、市民向けアンケートで肯定的な評価を得ている。今後は、歴史的町並みや歴史的建造物、伝統的水利用等に関するガイダンス機能を持たせた由緒書や説明板を継続的に設置し、文化財の普及啓発と観光回遊性の向上を図った。今後は、案内板の色調、デザイン等にはガイドラインを策定し、周辺の景観に配慮したデザインの統一化を図ることとする。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 空家利活用事業 (平成25年度～令和15年度)(継続)
- 空家対策支援事業 (平成25年度～令和15年度)(新規)
- 重点区域の文化遺産 情報発信・人材育成事業 (平成25年度～令和15年度)(継続)

4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域においては、北町地区の一部が伝建地区の選定を受けており、平成25年度から継続的に修理・修景事業を実施している。また、伝建地区の指定地区以外の北町や南町地区においては、住民らによる自主協定である「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」の締結地区として、住民自らの手により歴史的景観を継承・継続する取り組みが行われている。現在、伝建地区では文化庁の補助を受けて建造物の修理・修景事業が実施されており、地元技術者による伝統的工法の継承も図られている。「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」の締結地区においては、令和5年度から町民協定の審査を受けた修理、新築、増築、改築などの物件についての補助制度が期間限定ではあるが開始され、重点区域内における歴史的風致を形成する町並みの継承が図られることが期待されている。一方で、歴史的風致形成建造物への指定に関しては、1期計画の期間中では候補の選定で終わってしまうため、2期計画においても引き続き、候補の選定及び指定に向けての作業や調整を図っていききたい。

今後は伝建地区以外についても、「郡上市景観計画」に位置づけられた景観形成重点地区に指定の視野に入れることによって、質の高い町並み保全と連携した良好な景観形成を目指すこととする。令和5年度末に改定予定の「郡上市景観計画」では、歴史的風致に位置付けた地区を含めて、太陽光発電整備等に関する景観の届出や景観形成基準を定めており、歴史的風致地区の周辺環境の保存に大きな役割を果たすことが期待されている。また、1期計画で行った電線類の無電柱化や道路等の基盤施設については、周囲の環境と調和を図ることにより、良好な景観形成に向けた取り組みを進めて、住民と協働で歴史的風致の維持向上を図ることができた。これらの成果を踏まえつつ、町並みと暮らしが一体となったコミュニティの形成に、伝統的水利用が大きな役割を果たしていることから、引き続きこの環境を維持・整備することによって、伝統的水利用を維持・促進し、歴史的風致の維持・向上を図る。

文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するために、行政においても建設部都市住宅課、教育委員会事務局社会教育課、商工観光部観光課などの関係所管課と緊密な連携するとともに、文化財保護や観光振興等の関連団体との連携や情報共有を図ることとする。併

せて、伝建地区に隣接する市有地・市有施設の修景によって、周囲の景観と調和した整備を進める。

市街地の交通円滑化対策として、郡上八幡市街地の南部にあり、高速バス・路線バス・市街地循環バス(まめバス)等のいずれの公共交通機関のバス停がある長良川鉄道郡上八幡駅についても、周辺整備を行う。また、重点区域の交通利便性向上を目的として、1期計画では市街地の交通混雑の解消に向けた協議会や実証実験を行った。この成果を踏まえて、引き続き2期計画においても、交通体系の検討を図っていく

郡上おどりや大神楽の祭礼が開催される地区の各家庭の軒先に吊るされている提灯や高張り提灯等の設えの修繕や購入を支援して、町並みの趣ある風情を美しく保てられるようにする。

＜重点区域において取り組む事業＞

●郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区修理事業	(平成25年度～令和15年度)(再掲)
●伝建地区環境整備事業	(令和5年度～令和7年度)(再掲)
●歴史的風致形成建造物修理修景事業	(平成27年度～令和15年度)(継続)
●歴史的建造物に関する修景助成事業	(平成27年度～令和15年度)(継続)
●道路修景事業	(平成27年度～令和15年度)(継続)
●伝統的水利用施設調査事業	(令和8年度)(新規)
●郡上八幡駅周辺整備事業	(令和7年度)(新規)
●城下町交通体系検討調査	(平成26年度～令和15年度)(継続)
●伝統的しつらえ整備支援事業	(平成28年度～令和15年度)(継続)

5) 文化財の防災に関する具体的な計画

「郡上市地域防災計画」に基づいた木造密集市街地の防災(火災)対策として、平成26年度に重点区域内の市街地を対象とした「八幡市街地防災対策基本計画」、伝建地区を対象とした「郡上八幡伝統的建造物群保存地区防災計画」をそれぞれ策定した。いずれも共通していることであるが、平常時において火災の原因を予め排除することや、小規模のうちに消し止める策を講じ、火災を未然に防ぐこととしている。初期消火で消し止められなかった場合に備え、延焼抑制帯の設定や各建造物の防火改修を推進するとともに、焼失規模を最小限にするために必要な水利を確保する。そして、これらを行政主体の活動と住民・地域の協力による共助を中心とした活動で取り組みを行っている。

特に、伝建地区においては、「郡上八幡伝統的建造物群保存地区防災計画」により、自助・共助を中心とした活動、公助を中心とした活動、地震時の火災を防ぐためにそれぞれに取り組むべき項目を定めている。1期計画ではこれに基づいて、公助として無電柱化に伴う電柱倒壊の防止や既存の防火水槽の改修などを行った。地域では北町大火を教訓に例年行っている大火記念行事として消防団及び女性防火クラブ、地域住民が参加した一斉放水、市中行進、消防車両のパレードを行っており、これらを通して防火意識の啓発を推し進めていく。

そして、市街地全体と伝建地区の各防災体制を徹底し、住民の生命財産と町並みの保護を図るとともに、既設防火水槽の修繕や簡易に使用できる消火栓(易操作性一号消火栓等)等、地域住民が自ら初期消火や延焼遮断に取り組める設備導入を検討する。また、「郡上八幡伝統的建造物群保存

地区防災計画」でも記載をしているが、各用水路は初期消火の水源として役割が求められており、これらの維持・管理等も図っていく。

防災訓練については、これまで取り組んできた文化財防火デーに併せて、消火訓練などを実施する。建造物や美術品などの指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・自治会等と連携を図りながら実施をしていく。

コロナ禍で一時激減した観光客が、コロナ禍以前ほどではないが戻りつつあるため、改めて防犯意識の向上が求められているが、所有者への注意喚起や地元警察等との連携を図るとともに、街路灯を整備する検討や事件・事故が発生しにくい環境づくりを進める。そのためには、市街地観光の利便性と回遊性の向上とともに、災害発生時に北町と南町を連絡する橋梁についても、適時点検することで維持・管理を図るものとする。

また、先の市全体の方針でも記載をしているが、重点区域においても文化財への盗難や毀損などによる犯罪についても考えられる。このため、天然記念物の生物の盗難や、日本固有種の生息域へ外来種を放逐し、固有種が減少すること、また、管理者が常駐していない文化財についても放火、盗難、毀損が考えられるため、定期的な見回りや管理など日頃からの防犯意識を高めていくことが必要である。

＜重点区域において取り組む事業＞

●島谷用水路取水口修景事業

(令和 5 年度～令和 7 年度) (新規)

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域においては、先に郡上市全体や重点区以内に関する事項の「文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画」において、すでに記載をしているところではあるが、現在文化財部局で「郡上市文化財保存活用地域計画」、観光部局で「郡上おどり保存活用計画」の策定に向けて取り組みを行っており、これらの計画が策定されたのちに、より具体的な普及・啓発に関して推し進められていくものとなる。特に、現在策定作業を行っている「郡上市文化財保存活用地域計画」では、地域毎の特色についてふれており、文化財が集まった重点区域もその特色が良く表れている。重点区域内の文化財所有者への聞き取りや各関係団体へのアンケート調査も実施し、文化財の保存活用についての意識を改めて感じ取っていただいた。

1 期計画では、郡上市における取り組みとともに、地域住民によるセミナー等の開催支援や観光振興と併せて歴史的環境やそれらに付随する作法やマナーについての啓発を図るものとして、平成 30 年(2018)に竣工した郡上市歴史資料館が、重点区域を含めた文化遺産 情報発信・人材育成事業を担っている。引き続き、歴史資料館を中心として、文化財の保存及び活用の拠点として事業を推し進めていく。また、「郡上市全体に関する方針」でもふれた平成 23 年(2011)に製作された「郡上かるた」は、歴史的風致の位置付けた建築物や祭礼等を含めた、郡上市にある文化財の特徴を教えている。これに限らず、このかるたができたことで、郡上市や各地域でかるた大会が開催されていることから、このかるたを通した文化財の普及・啓発を推し進めていく。

現在市域で取り組まれている「郡上学」は、重点区域でも実施している。郡上八幡城の石垣解説や郡上おどりのお囃子講座などは、重点区域内の文化財に関連する講座を各種実施しており、文化財

の敷居を下げながら市民への普及を行っており、今後も継続する。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 郡上かるた事業 (平成 22 年度～令和 15 年度) (新規)
- 重点区域の文化遺産 情報発信・人材育成事業 (平成 25 年度～令和 15 年度) (再掲)
- 重点区域内の民謡学習事業 (令和 5 年度～令和 7 年度) (新規)

7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

重点区域での周知の埋蔵文化財包蔵地は八幡城跡などが確認されているが、埋蔵文化財の時期、現状、範囲等が不明瞭であることが課題である。重点区域における埋蔵文化財に関する取扱いについては、市全体と同様に埋蔵文化財の現状把握と関係機関との連絡調整を図り、周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発等が行われる場合は事前に対応する。

重点区域の一部は、近世に形成された城下町と重なるが、現在、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外となっているため、公共事業、開発計画が広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会等を行い、不時発見のないように努めることとする。特に、郡上八幡まちなみ交流館裏の土地において、今後整備が予定されているが、当該地は近世では郡上藩主が生活した下御殿の敷地の一部とされているため、事前に試掘調査を行う予定である。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 伝建地区環境整備事業 (令和 5 年度～令和 7 年度) (再掲)

8) 各種団体の状況と今後の体制整備の具体的な計画

重点区域においても市域と同様に、直接文化財を対象としない市民活動であっても、まちづくり、観光振興、文化芸術振興の取組みのなかで、文化財の保存活用に取り組む団体もあるため、関係する機関と協力して、情報共有や活動協力を実施する。郡上市は、郡上市市民活動団体登録制度を設けており、協働まちづくり活動支援補助金による活動支援を実施している。これらの活動への支援とともに協力を図り、活動支援をしていく。

具体的には、郡上おどり保存会は、郡上おどりのお囃子や唄、おどりといった芸能を担っており、郡上おどりが行われる7月から9月以外にも各地で実演や講習などを行い、郡上おどりを広く普及するための活動を行っている。伝建地区では、柳町町並み保存会が現在も活動を行っている。主な活動内容としては、町並みを構成する重要な要素である水路の清掃や、ポケットパークの整備、街路灯の整備である。市教育委員会でも活動内経費の補助などで支援を行っている。

その他にも、祭礼行事等を行っている保存会には、祭礼活動及び用具の支援であったり、文化庁の伝統文化親子教室事業を活用の支援であったりと、祭礼等の伝統文化の継承への取り組みを引き続き行っていく。このため、市に限らず国や県の支援事業があり、必要な情報提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用などの活動を間接的な支援も重ねて検討を図っていく。

＜重点区域において取り組む事業＞

●祭礼活動及び用具整備支援事業

(平成16年度～令和15年度)(再掲)

●伝統的しつらえ整備支援事業

(平成28年度～令和15年度)(再掲)